

たいじょうほうしん 带状疱疹ワクチン 接種のご案内

令和8年度

接種を希望される方は、必ずこのご案内をご一読の上、接種を受けてください。

実施期間 令和8年7月1日～令和9年3月31日

対象者 接種日時時点で横浜市に住民登録があり、下記①、②のいずれかに該当する方

① 令和8年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる下記生年月日の方 ※

対象者の生年月日 下記の方が公費の対象となるのは、今年度限りです。(5年後再度対象とはなりません)

65歳	1961(昭和36)年4月2日～ 1962(昭和37)年4月1日生	定期	85歳	1941(昭和16)年4月2日～ 1942(昭和17)年4月1日生	経過措置
70歳	1956(昭和31)年4月2日～ 1957(昭和32)年4月1日生	経過措置	90歳	1936(昭和11)年4月2日～ 1937(昭和12)年4月1日生	
75歳	1951(昭和26)年4月2日～ 1952(昭和27)年4月1日生		95歳	1931(昭和6)年4月2日～ 1932(昭和7)年4月1日生	
80歳	1946(昭和21)年4月2日～ 1947(昭和22)年4月1日生		100歳	1926(大正15)年4月2日～ 1927(昭和2)年4月1日生	

② 60歳～64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に1級相当の障害のある方

※65歳を超える方が順次対象者となるのは、令和7年度から令和11年度までの経過措置期間のみ(対象年齢に達する年度の1回限り)

01 带状疱疹ワクチンの接種方法

使用するワクチンと接種費用

2種類のワクチンのいずれかを選択して接種します。

ワクチンの種類 (製造元)	接種回数	自己負担金 (医療機関でお支払いください)	接種条件
生ワクチン (阪大微研)	1回	4,000 円	病気や治療によって、免疫が低下している方は接種できません。
組換えワクチン (GSK 社)	2回	10,000 円/回 2回接種で計 20,000円	免疫の状態にかかわらず接種が可能です。 1回目と2回目の接種間隔を原則 2か月空ける必要があります。

※市民税非課税世帯の方等は無料で接種を受けることができます。(詳細はP. 5～7を参照)

※令和9年3月31日を過ぎると、上記金額、または無料で接種を受けることができなくなります。

なお、組換えワクチンを接種する場合は、2回目の接種も実施期間内に受けてください。

1回目を受けていても、令和9年4月以降に2回目を接種した場合は、全額自己負担の任意接種となります。

接種場所

横浜市内の带状疱疹ワクチン接種協力医療機関

■同封の名簿や、横浜市のHPを参考に、接種する医療機関を決め、予約が必要かご確認ください。

確認後、下記の必要なものをご持参の上、直接医療機関に行き、接種を受けてください。

※開始時期・実施日・接種できるワクチンの種類等は医療機関により異なります。

■協力医療機関以外での接種は、この事業の対象とはなりません。(全額自己負担となります)



必要なもの

- ① 予診票 (お手元に予診票貼付用バーコードシールがある場合は、貼付の上、ご持参ください。)
- ② 住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証)
60歳～64歳の対象者の方は、上記に加え、免疫機能障害1級の身体障害者手帳をご持参ください。
なお、身体障害者手帳申請中の場合は、申請時に提出した身体障害者診断書・意見書の写しをご持参ください。
- ③ 【組換えワクチン2回目接種の場合のみ】1回目の予防接種済証
- ④ 【自己負担免除対象者の場合のみ】所定の書類 (詳細はP. 5～7を参照)